

令和元年度長期所在不明組合員のみなし自由脱退についての公告

令和2年3月18日
埼玉医療生活協同組合
理事長 福島安義

定款第10条第2項、第3項、第4項ならびに長期所在不明組合員の整理に関する規約に基づき、以下のとおり長期所在不明組合員のみなし自由脱退に関する公告を行います。

1. みなし自由脱退対象者

令和元年12月31日を基準日として、過去2年以上、組合広報紙「ふれあい」の郵送返却により所在を確認できなかった方です。令和2年3月31日をもって脱退処理を行います。

2. みなし自由脱退対象者は、すみやかに住所変更届出をお願いします。

下記のとおり、みなし自由脱退対象者の名簿を閲覧する事ができます。

ご確認の上、令和2年3月31日までに住所変更届を出した方は組合員としての権利が継続します。

閲覧期間 令和2年3月18日～3月31日

閲覧場所 埼玉医療生活協同組合 本部事務局（羽生総合病院1階）
皆野病院1階 事業課

閲覧資格 組合員本人及び組合員と同一世帯に属するものである事が確認できること。

閲覧方法 閲覧希望者は、閲覧希望名簿に記入し、本人及び組合員であることを証明するものを提示して下さい。

※閲覧にあたり、整理対象組合員名簿の転記及びコピーは出来ません。

3. 令和2年3月31日までに届け出のなかった「みなし自由脱退対象者」は、脱退処理を行います。

当組合定款第10条第2項による理事会の承認を経てみなし自由脱退処理を行います。

その手続きの結果については、通常総代会に報告します。

「みなし自由脱退者」の出資金は、自由脱退したとみなされた事業年度末以降、2年間は預かり金として管理を行い、その間に当該組合員本人からの申し出があれば、返金に応じます。

お問い合わせ・名簿閲覧場所	
埼玉医療生活協同組合 本部事務局 羽生市大字下岩瀬446番地 羽生総合病院内1階 TEL 048-562-3021 受付時間：月～金曜日 9：00～17：00 土曜日 9：00～12：30	皆野病院 事業課 皆野町皆野2031-1 TEL 0494-62-6300 受付時間：月～金曜日 9：00～17：00

「みなし自由脱退対象者」以外の方でも、この機会に氏名・住所等変更がありましたらお届け下さい。